

令和5年度 西都市立穂北中学校部活動方針

令和5年4月1日
西都市立穂北中学校

本校における部活動方針は、平成30年3月スポーツ庁「運動部活動ガイドライン」、10月宮崎県教育委員会、12月西都市教育委員会の方針を受け策定しております。

部活動においても、技能の向上のみならず、心身の健全な成長や人間性が高まるよう、効率的で自主的な部活動運営に努め、以下の方針で取り組んでいきたいと思います。

- 1 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日についても、少なくとも1日を休養日とする（大会、コンクール、地域のイベントを除く）。
また、第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しない。なお、土曜日及び日曜日に、大会参加等で2日活動した場合は、休養日を次の週末に振り替えるものとする。
- 2 長期休業期間も、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるようにするとともに、運動部以外にも多様な活動が行うことができるよう、長期休業の意義を踏まえ、ある程度長期の休養期間を設ける。
- 3 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学期中の土曜日、日曜日及び祝日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う（練習試合や講師等による練習会は除く）。
- 4 顧問は、翌月までの部活動実施計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、各部所属の生徒・保護者に配布する。
- 5 生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度にならないこと等を考慮して、参加する大会等を精査する。

保護者・地域の皆様と連携して、全職員とともにバランスのとれた活動になるよう努力していくので、御理解と御協力を願い申し上げます。